

広島市消防局告示第3号
令和7年3月31日

広島市火災予防条例第17条第1項の規定に基づく避雷設備の指定の一部を改正する告示を次のように改める。

広島市消防局長 勝田 博文

広島市火災予防条例第17条第1項の規定に基づく避雷設備の指定の一部を改正する告示

広島市火災予防条例第17条第1項の規定に基づく避雷設備の指定（平成4年広島市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

本文中「日本産業規格 A4201（建築物等の雷保護）」を『日本産業規格 Z9290-3「雷保護－第3部」建築物等への物的損傷及び人命の危険』に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に設置されている建築物の避雷設備又は令和8年3月31日までにその工事に着手する建築物の避雷設備のうち、この告示による改正後の広島市火災予防条例第17条第1項の規定に基づく避雷設備の指定（平成4年広島市消防局告示第2号）で指定する日本産業規格に適合しないものに係る日本産業規格の指定については、同告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。